

介護保険制度から見る高齢者向け政策の課題と今後進めるべき官民共創



玉木 翼



横内 瑛



下松未季



安原美希

CONTENTS

- I デジタル活用による今後の高齢者の社会活動・経済活動の可能性
- II 今後求められる官民連携による共創イノベーション
- III 民間企業が有するデータの価値
- IV まとめとして

要 約

- 1 わが国では、人口動態の変化に伴う家族機能の脆弱化や友人関係の希薄化が進んできた。また、介護従事者の重要性が増す一方、その不足も深刻化している。
- 2 情報通信機器の進化・普及により高齢者のスマートフォン利用率は向上しており、生活にも浸透しつつある。一方、デジタルデバイドにより取り残される高齢者の社会的孤立が懸念されることから、自治体や民間企業などによる多くの支援が進められている。
- 3 介護保険制度の一環として、「地域包括ケアシステム」の構築により、高齢者が社会活動を続けられる地域の実現を目指している。その中でも重要な「地域支援事業」は、地域独自のサービスづくりを推進するものであるが、民間も含めた共創イノベーションと呼べる革新的な取り組みが各地で進んでいるわけではない。
- 4 介護保険制度を軸にした介護サービスの持続可能性を担保していくうえでは、公的サービスで賄うべき部分と、効率性を担保しながら民間サービスに委ねるシーンを切り分け、後者については官から民へその主体をシフトすることが求められる。
- 5 高齢者を対象としたサービスを考えるうえでは、サービス最適化の観点から、高齢者の健康状態に関するデータと社会活動に関するデータの両方が重要となる。民間企業が持つ高齢者にかかわるデータを駆使することで、高齢者のサービスニーズを網羅的に把握できるようになると推察される。
- 6 「官民連携による共創イノベーション」が広がる未来の実現に向け、今、取り組むべきは、相互が出会い、対話する機会を増やすこと、相互理解を深めることである。

I デジタル活用による 今後の高齢者の社会活動・ 経済活動の可能性

1 高齢者を取り巻く社会情勢

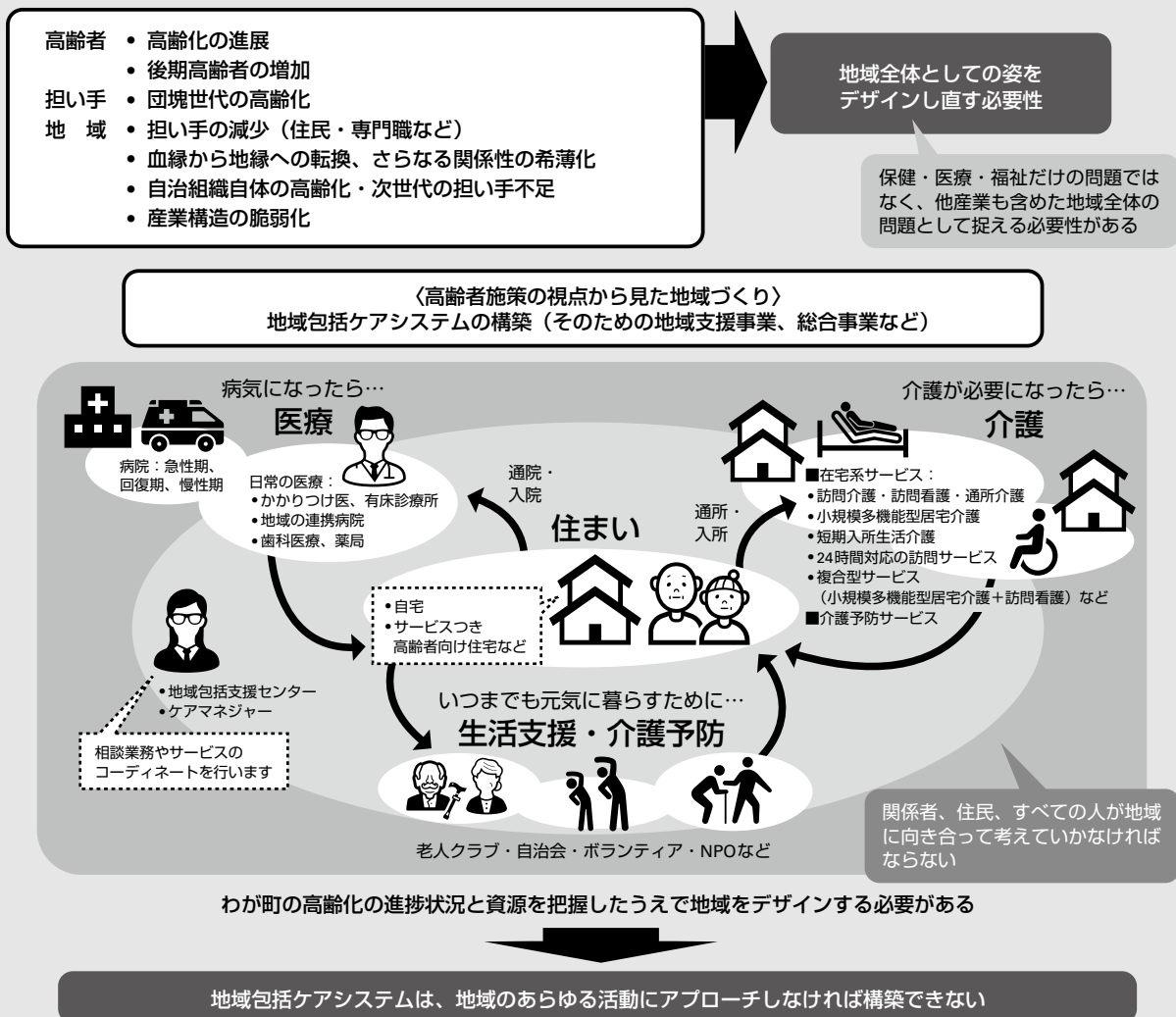
われわれ日本国民は、高度経済成長期以降、今日に至るまで、少子高齢化に象徴される人口動態の変化や社会経済のあり方、核家族化などの世帯構造の変化を目の当たりにし

てきた。

加えて、スマートフォンをはじめとする情報通信機器の急速な進化・普及といった環境の変化なども相まって、昭和・平成・令和と時代の移ろいととも、生活様式も大きく変容してきた。

ここで、高齢者の暮らしに目を向けると、ひとり暮らしや高齢夫婦のみの世帯が年々増加しており、家族機能の脆弱化はもとより、

図1 地域のあらゆる活動にアプローチして構築する「地域包括ケアシステム」



出所) 厚生労働省 令和4年度地域づくり加速化事業（全国研修）「地域づくりにおける地域包括ケアシステム」より作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001093777.pdf>

近隣・友人との間にある日常的な助け合いの
関係性も希薄化が進んでいることがうかがえ
る（「令和3年度 高齢者の日常生活・地域社
会への参加に関する調査（内閣府）」におけ
る「ふだん親しくしている友人・仲間の有
無」の推移より）。

そうした中、多くの高齢者を支える役割を
担う介護従事者の重要性は増す一方である。
しかし、生産人口の減少に起因するわが国に
おける慢性的な人手不足のほか、報酬面での
待遇の悪さなど、複合的な要因の影響もあり、
介護従事者の不足が極めて深刻な状況に
ある。高齢者人口の増加に伴い、公的サー
ビスなどの利用を望む人は今後も増えると見
込まれるが、このような状況では専門性を持つ
介護従事者は重度な手当が必要な人に優先的
に割り振られていくため、軽度者への支援は
セルフケアや互助の助け合いに委ねられる傾
向が顕著に表れつつある。

一人ひとりの高齢者が自分らしく、できる
だけ住み慣れた地域で生活ができるよう、国
は2012（平成24）年度より、本格的に「地域
包括ケアシステム」の構築に取り組んできて
いる。同システムは、保健・医療・介護・福
祉の専門職から地域住民一人ひとりまで、さ
まざまな関係者が力を合わせ、医療・介護・
予防・生活支援が一体的に提供される地域を
実現していく、という考え方を表したもので
ある（図1）。

2 高齢者の

デジタルデバイスの活用状況

また、高齢者を取り巻くライフスタイルの
変化の中でも、特に大きな影響を与えている
ものの一つがスマートフォンなどの情報通信

機器の浸透といえよう。

わが国に限らず、世界的な潮流としても、
デジタルサービスが生活の中で活用される場
面は急速に拡大しており、リアル店舗による
サービス提供を終了・有料化する事例も増え
つつある。今後、社会とのつながりを保つた
めには一定以上のデジタルリテラシーが必要
になることは自明であり、デジタルデバイド
によって取り残される高齢者が、社会から断
絶され孤立化してしまうことが懸念されてい
る。

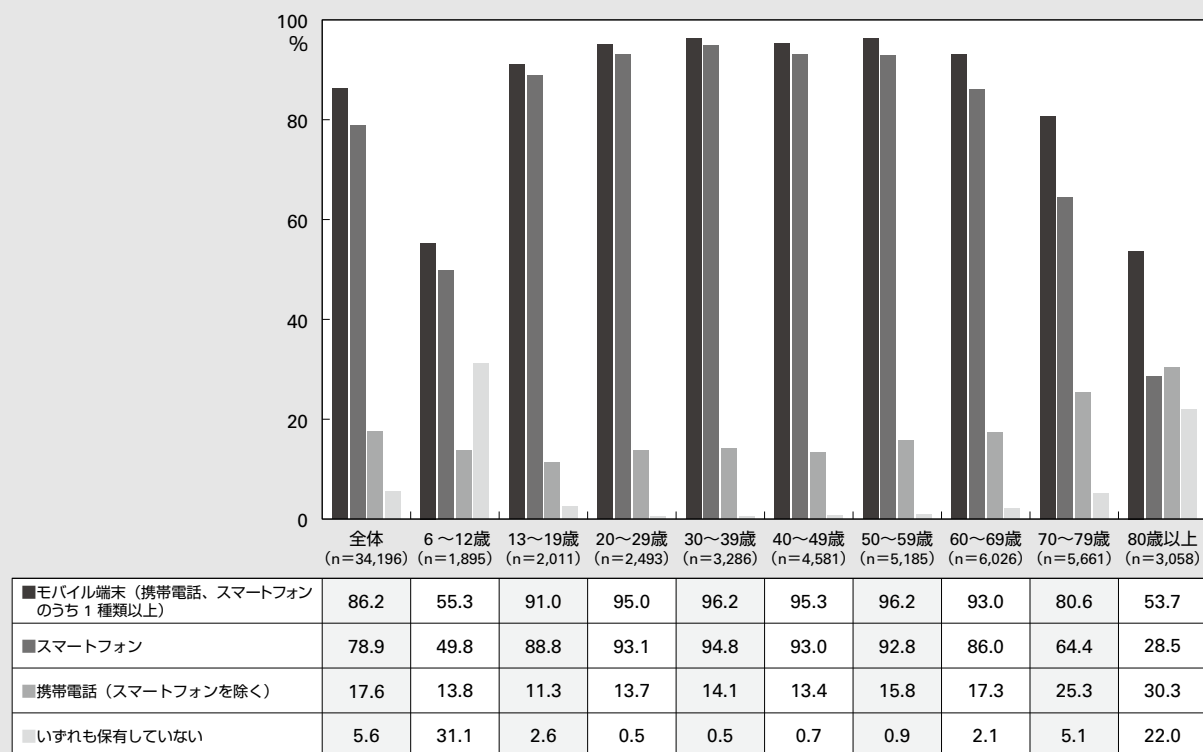
こうした問題に対処することを目的に、デ
ジタル活用に順応することが難しい高齢者に
対し、国や都道府県・市町村、民間企業が提
供するデジタルリテラシー教育プログラムや
財政的サポートも充実してきており、着実に
高齢者のデジタル活用の礎を築こうとする動
きもある。

これらの各種の支援や時代の流れもあり、
昨今は60代の86.0%がスマートフォンを保有
しているなど、多くの高齢者がデジタルデバ
イスを日常的に利用するようになってきてい
る（図2）。

3 高齢者の社会活動への 継続率の向上

前述の「地域包括ケアシステム」が目指す
ところは、すべての高齢者がその状態など
にかかわらず、自分らしく暮らし続けられる地
域を実現することである。つまりは高齢者が
地域から取り残されることなく社会活動を続
けられる環境を整備することであり、そのよ
うな高齢者の増加は、消費活動の活性化や雇
用の創出、社会資本の形成などにより、経済
循環の良質化に影響すると考えられる。

図2 年齢階層別モバイル端末の保有状況（令和5年）



※無回答を含む
出所）総務省「令和5年通信利用動向調査」より作成

デジタル活用により、さまざまな効果が高齢者の社会活動の継続性や発展性にもたらされると期待する。たとえば、高齢者が自宅にしながら、社会活動に参加できる環境を整えることも重要である。オンラインプラットフォームを通じて、高齢者が自身の経験やスキルを活かしてフリーランスやリモートワークを行う機会を提供することも容易に実現可能であろう。

他方、高齢者の社会活動への参加は、必ずしも働くことだけを意味するわけではない。日常生活の中で、買い物や外出が困難な高齢者が、自立してこれらの活動を行えるようになることも、一つの社会活動への参加の形であり、経済に影響を与える行動である。

高齢者の社会活動量を維持・継続・強化していくことは、社会全体を循環する資金の増加につながり、結果としてシニアマーケットの拡大・成長につながる可能性を大いに秘めている。

このシニアマーケットに対しては、従前よりさまざまな企業や団体などがアプローチをしてきていると承知しているものの、あくまで当該企業や団体のみでの個別の取り組みに終始するケースが多かったのではないかと。たとえば、地域の高齢者を支えるための官民の役割を明確に分けた取り組みを進展させ、全国展開が可能なモデルの構築につながったケースや、あるいはある業種における全国的な活動（例として、全国のコンビニチェーンや

スーパーチェーンなどで一律的に実施される配食や配送サービスの取り組みなど）として広がり・継続されることは少なかったのではないかと推察する。

ゆえに、開拓が後手に回る歴史をたどってきたものがシニアマーケットだとすれば、デジタル適応力の変革を遂げている今こそ、民間企業の知恵や知見を活かすことで拡大の可能性が見込めるタイミングであり、改めて目を向けるべき市場であると提案したい。

Ⅱ 今後求められる官民連携による共創イノベーション

1 共創イノベーションによる地域づくり

第Ⅰ章でも述べたとおり、高齢者人口の増大と生産年齢人口の減少に伴い、介護を支える体制も限界を迎えつつある。

財源や公的資源に限られる中で、高齢者の生活を支えるために積極的に民間の力を借りようとする動きが加速化してきた。その中でキーワードとなっているのが、「共創イノベーション」である（図3）。

特にそうした動きが表れているのが、市町村が行う「地域支援事業」の中でも「総合事業」と呼ばれる介護予防・日常生活支援事業である。

一般に、高齢者に向けた政策として従前から実施され、定着している制度として「介護保険制度」がある。介護が必要となった際に保険者である市町村などが認定し、保険給付によって個々の状況に合ったサービスを介護事業者が提供するというもので、高齢者や高齢の家族を持つ人にとってはおなじみの制度

である。

先ほどの地域支援事業は、介護保険制度の一部に位置づけられた市町村が行う事業で、保険給付とは別に、高齢者が要介護状態などとなることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである。

2012（平成24）年には、地域支援事業の中に、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が創設され、要支援者に対する介護予防事業や配食・見守りなどのサービスも含めた、生活を支えるための総合的なサービスが提供されるようになった。

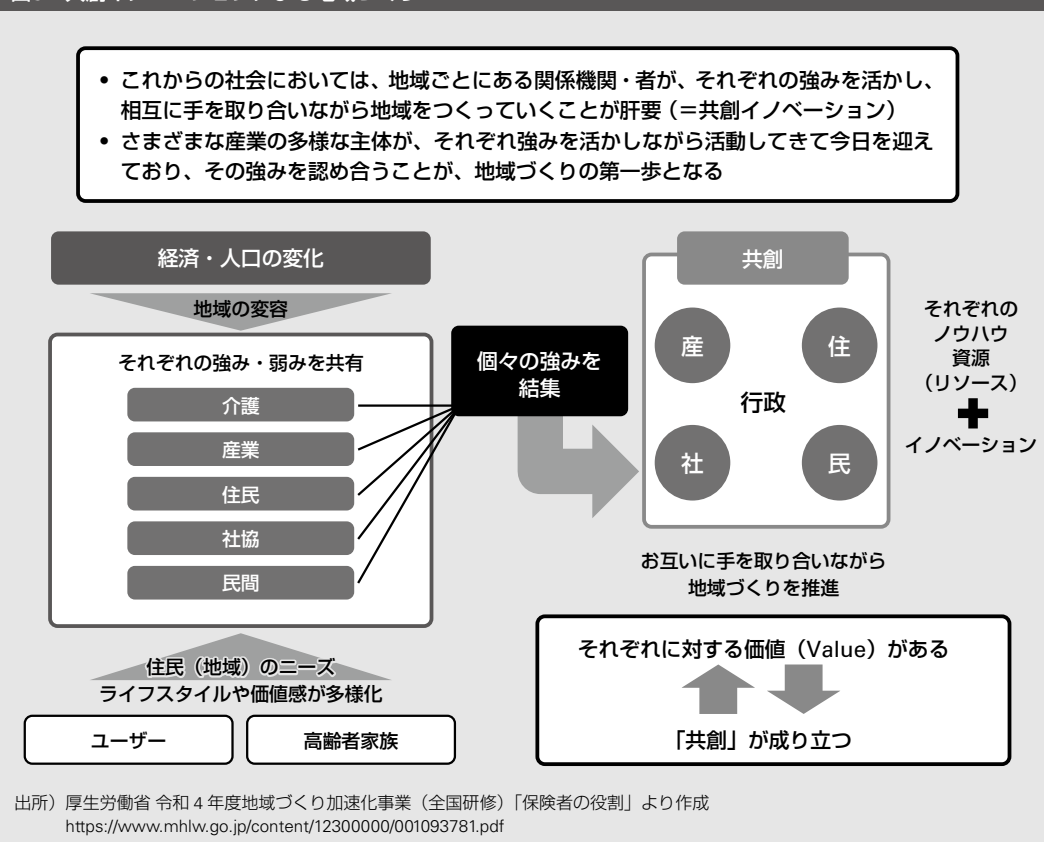
この事業では、全国一律で提供されていた従来の介護サービスの枠を飛び越えて、市町村が地域ごとの実情に合わせて、その地域独自のサービスづくりを進めることを目標としている。その方策の一つとして、民間サービスの活用も掲げられており、あらためて民間企業などを含めた地域のあらゆるリソースが協力・協働し合うことで、その地域独自のサービスを生み出す姿が望まれている。

2 共創イノベーションを実現するうえでの課題と活用事例

しかしながら、現状、共創イノベーションが各地で進んでいるかという点、必ずしもそうではないのが実情である。その要因の一つに、市町村と民間企業のコミュニケーションの不足があるだろう。

事業の実施主体である市町村は、地域の課題を汲み取り、ビジネスに転換していくことが求められるが、制度上明記された事業類型

図3 共創イノベーションによる地域づくり



をそろえることにとらわれがちである。そのため、地域全体の課題やニーズを総合して事業化するといった発想を持ちにくく、結果的に一つひとつの事業の規模が小さくなることで、民間企業の参入が難しくなってしまうというケースもある。

また、民間企業としても、事業への関心や自身のケイパビリティを提示することができておらず、受け身の体制になっているというケースもある。また、自治体事業は規模が小さいと早計に結論づけてしまっているケースもあるだろう。

しかし近年では、シェアリングエコノミーの概念を活用し、異なるシーンでのニーズを複合的に捉え、民間企業の力を活用している

事例も見られる。

その例として挙げられるのが、通所介護などの送迎車の共同利用サービスである。

通所介護の送迎は、一事業所では一日に数回しか発生しないため、運転手の雇用が難しい。介護福祉士などの専門職も不足しており、運転手を兼ねることも難しい中で、送迎をアウトソースすることのニーズは高い。こうしたことを踏まえ、2024（令和6）年度の介護報酬改定では、通所介護の複数事業者が共同で利用者の送迎をすること、さらには複数の事業所が第三者に送迎を共同委託することが可能である旨が明記された。

これを受けて、送迎を共同化するサービスの提供も始まっている。一般社団法人ソーシ

ャルアクション機構の提供する「福祉Mover」はその一例である。一事業所単独では低稼働となり得る送迎車を複数事業者間で共有し、効率的な送迎を行っている。さらには、同じ送迎車でデイサービス利用者に限らないあらゆる移動に使えるデマンド交通サービスを提供し、さらに車や運転手が効率的に活動できるようにしている。送迎したい事業者と交通弱者となり得る高齢者の移動ニーズとをマッチングし、デジタルを活用してニーズのあるところにサービスを届けるような仕組みができています。

このように行政単独では解決できない地域の課題を、民間企業が参画することで解決できる可能性がある。これは送迎や移動支援に限った話ではなく、高齢者のあらゆる日常生活の支援において役立て得る仕組みであろう。

3 民間サービス活用の今後

将来的には財源逼迫に伴い、介護保険で賄えるサービスや対象者の範囲は狭められることが想定される。実際、財務省は軽度者に対する生活援助サービスなどの地域支援事業への移行を提言しており、いずれ必要な介護の度合いが比較的軽度の人（介護認定制度における5段階の介護度のうち、要介護1～2の人）は、介護保険によるサービス提供から自治体事業や自費での保険外サービスに切り替わる可能性も高い^注。そうした中で、民間サービスの充実が喫緊の課題として捉えられている。すでに訪問介護を提供する介護職と、単発での介護を保険外で依頼したい利用者とをマッチングするサービスなども始まっている。

今後も介護サービスの持続可能性を担保し

ていくためには、公的サービスで賄うべき部分と、効率性も担保しながら民間企業のサービスを活用するシーンとを切り分け、後者については公から民へシフトすることが求められる。また、財政適正化の観点からも、こうした介護保険財源や自治体の公的サービスに依存しない、民間サービスのビジネスチャンス自体は拡大することが見込まれる。

しかし、民間企業が参入し、ビジネスとして成立させるには、どこにどれだけのニーズがあるのか、またそのニーズにマッチしたサービスを提供するために、どこにどれだけの資源や労働力があるのかを正確に把握する必要がある。

そのためには、高齢者や介護関連事業者、高齢者にかかわるすべての人や企業の持つデータを踏まえ、官の持つ知見や課題意識と、民の持つノウハウや資源を出し合い、議論するような場が不可欠である。

異なる目的や立場で事業や取り組みを行う中で、ある程度共通言語として実態を把握し、それぞれの強みの活かし方を検討するうえでも、データの利活用は欠かせないものとなっている。しかし、現状、そのデータの所在はバラバラであり、一体的な活用が難しいのが課題である。次章では、高齢者を取り巻くデータの存在やその活用に向けた視点について論じる。

Ⅲ 民間企業が有するデータの価値

1 行政が推進するデータ利活用の限界

高齢者向けサービスを展開するに当たって

は、まず高齢者の生活・社会参加状況に関するデータが必要となるが、一括りに高齢者といってもその範囲は幅広く、サービスの類型也多岐にわたる。たとえば、介護認定を受けていない元気な高齢者と、ほとんど寝たきりで日常のほぼすべてにサポートが必要な要介護5の認定者では一日の流れは全く異なり、求められるサービスも異なってくる。

そのため、サービスの最適化を図ろうとすると、高齢者の健康状態に関するデータと高齢者の生活・社会参加状況などに紐づいたデータが極めて重要になってくる。しかし、前述のとおり、健康状態や社会参加の状況を示すデータへのアクセスは困難を極める。一般的に、このようなデータは市場に流通していないからである。

高齢者に関するデータを有する主体として、最も大きな主体は市区町村である。ほぼすべての高齢者の医療保険者となる国民健康保険組合（75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度）のほか、介護保険は市区町村が保険者を担っている。市区町村は、健康・医療・介護のそれぞれの分野において健康増進法をはじめとする根拠法を背景に活動を推進し、疾病／介護予防を図るとともに医療・介護の質の向上を進めている。さらに、市区町村だけでなく国や都道府県も加わって保健・医療・介護に関するデータベースを構築するとともに、積極的にデータの利活用についても多様な取り組みを推進している。

ここでは、市区町村が有する健康・医療・介護に関するデータベースとしてKDBを紹介する。

KDBとは、国民健康保険データベースの略称である。KDBには、各地域の国民健康

保険団体連合会（国保連合会）が、保険者である市区町村の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する、特定健診・特定保健指導情報、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入する者の医療保険レセプトデータ、介護保険レセプトデータなどが、個人情報と紐づく形で格納されている。

定年を迎えた保険者は国民健康保険に移行すること、さらに75歳以上になるとすべての保険者が後期高齢者医療制度に移行することを踏まえると、KDBに格納されている高齢者のデータは充実しており、利用可能性は高いといえる。

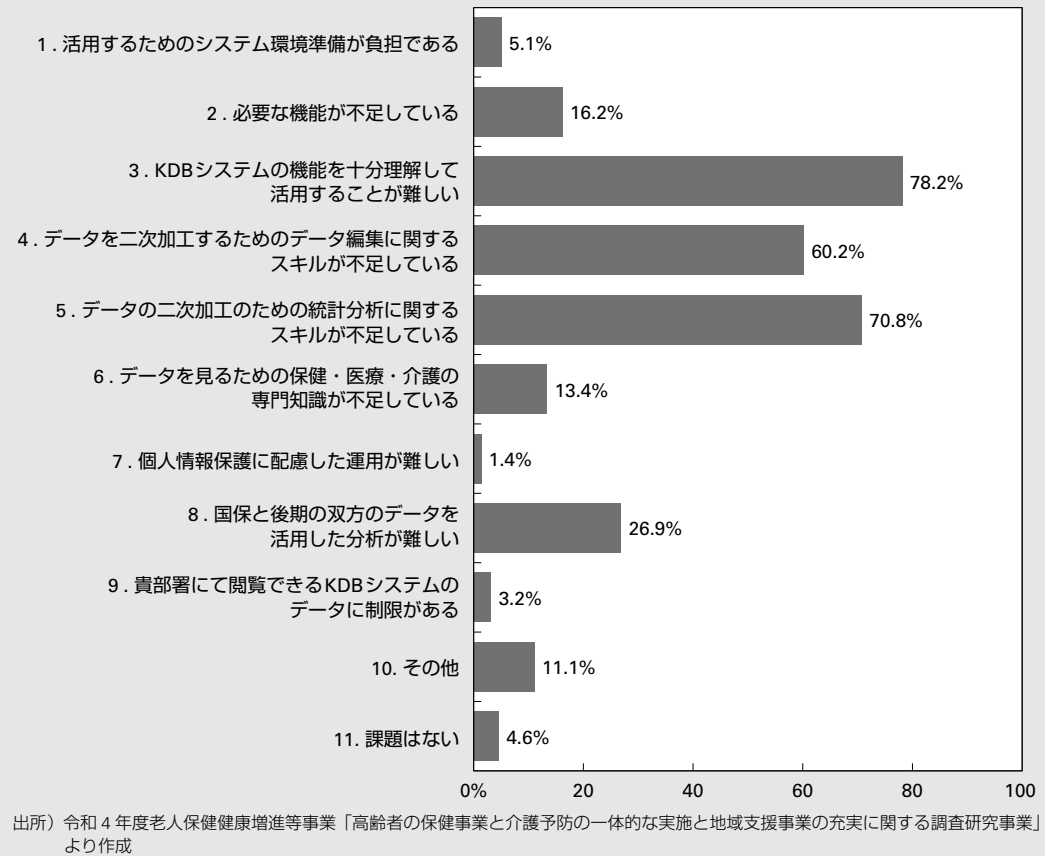
しかしながら、KDBに格納されているデータの利用には、非常に厳しい制限が課されており、利用のハードルは高い。

たとえば、データの利用目的は医療の給付、健康診査などの実施および介護給付に限られている。そのため、特定健診受診勧奨や健康意識の向上への取り組みなど本来の利用目的以外での利用に当たっては、各市区町村の個人情報保護審議会への審問が必要となっている。

さらに、KDBをどの程度活用できるかは各自治体の分析能力に大きく依存しており、データ利活用の観点で課題も多い。

実際、2022（令和4）年に野村総合研究所（NRI）が実施した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と地域支援事業の充実に関する調査研究事業」にて、関東信越厚生局管内の自治体を対象に実施した調査では、KDBシステムを分析などに活かすに当たって課題を抱えている自治体が約95%と、KDBのポテンシャルを活かし切れていない状況が明らかになった（図4）。

図4 KDBシステムの活用における課題（n=216）



このように、行政では高齢者の健康状態データを中心に収集・利活用を進めているものの、その利活用については課題が多い。

また、市区町村が有する保健・医療・介護に関するデータベースにおけるデータの範囲は、高齢者の健康状況に関するデータに限られており、高齢者の社会参加の状況など日常生活における社会活動・経済活動の実態を把握可能なデータ項目は含まれていない。

2 高齢者の生活・社会参加状況 データを有する民間プレイヤー

前節でも述べたように、行政が保有するデータは高齢者の健康状況データにとどまる。

では、高齢者の健康状態および生活・社会参加状況データは一体どのような主体が有しているのか。

真っ先に候補に挙がるのは、高齢者の運動量や食事などの心身に関するデータを保有するPHR（Personal Health Record）サービス事業者であろう。PHRサービスとは、さまざまな医療、健康関連データを活用し、利用者の健康状態の可視化や行動変容、医療従事者との共有などを行うサービスを指す。

PHRサービス事業者は、専用のアプリを通じて高齢者の特定健診結果や身体活動量に関するデータを蓄積しており、高齢者の健康状況と紐づいた形で高齢者の生活にかかわる

データを有している。

しかしながら、現状多くのPHRサービスは食事や運動、睡眠といった、個別の分断されたサービスのみを提供しているケースが多く、健康状態および生活・社会参加状況を網羅的に把握できている事業者は非常に少ない。さらに、データの取得範囲もサービス利用者に限られるため、網羅性の観点で課題がある。PHRサービス事業者が高齢者のサービスニーズを網羅的に把握できるプレイヤーとなるためには利用者の拡大が必要となるが、第三論考にて述べたように、PHRサービスの利用者が一部の健康意識の高い層に限られる現状においては、実現は困難であると考えられる。

3 高齢者の健康／活動データを活用する新たなシニアマーケティングアプローチ

筆者らは、高齢者の生活に根差したデータを有する事業者が今後高齢者の健康状態に関するデータを取得することにより、高齢者のサービスニーズを網羅的に把握できるプレイヤーになり得ると考えている。ここでは高齢者の生活に根差したデータの例として、移動データおよび買い物データを取り上げる。

(1) 高齢者の移動データ

移動データは、高齢者の移動行動や社会活動量を把握するうえで重要なデータとなる。移動データを有する事業者としては、通信事業者や鉄道事業者などが挙げられる。

たとえば、通信事業者であればスマートフォンなどの端末に備えられたGPSを通じて個人の位置情報を網羅的に把握可能であり、そ

の情報から、移動距離や経路、頻度、外出先での人との接触・交流の有無なども把握可能となる。また鉄道事業者であれば、ICカードの利用履歴により、交通手段、移動時間などのデータの把握が可能となる。

上記のような移動データと健康状態のデータを組み合わせて利用することにより、高齢者の状態別の生活動線が把握できる。第Ⅱ章にて紹介した送迎サービスであれば、高齢者の送迎サービスニーズが高い場所を特定し、効率的にサービス提供ができるようになる。

実際に、高齢者マーケティングに特化したソリューションではないものの、鉄道事業者であるJR東日本では、交通系ICカード「Suica」を通じて蓄積された移動データを用いて「駅カルテ」というサービスを展開している。この駅カルテは、JR東日本の首都圏約600駅の利用状況を1時間単位、年齢10歳単位で分析したものである。どのような年代が、何時頃駅を利用するのかが把握できるため、出店計画のコンサルティングに活用されている。

(2) 高齢者の買い物データ

買い物データを有する事業者としては、スーパーマーケットやドラッグストアなどの小売事業者が挙げられるだろう。

小売事業者にて有するPOSデータや会員登録されたポイントカード情報などから、高齢者の購買傾向が把握可能となる。そのような買い物データを利用すれば、第Ⅱ章にて紹介した高齢者向けのデリバリーサービスや移動販売などの立ち上げにおいても、高齢者の状態別の購買傾向を分析することにより、販売製品、販売経路の最適化が可能となる。

超高齢社会の進展に伴い、成長を続ける高

高齢者マーケットへの効果的なアプローチに資するデータの獲得に興味を示す民間企業も少なくはないものと推察される。これまで見てきたように、民間企業が有する生活・社会参加状況データは、高齢者の健康状態に関するデータを組み合わせることで、高齢者のサービスニーズを的確に捉えるデータとなるポテンシャルを秘めている。

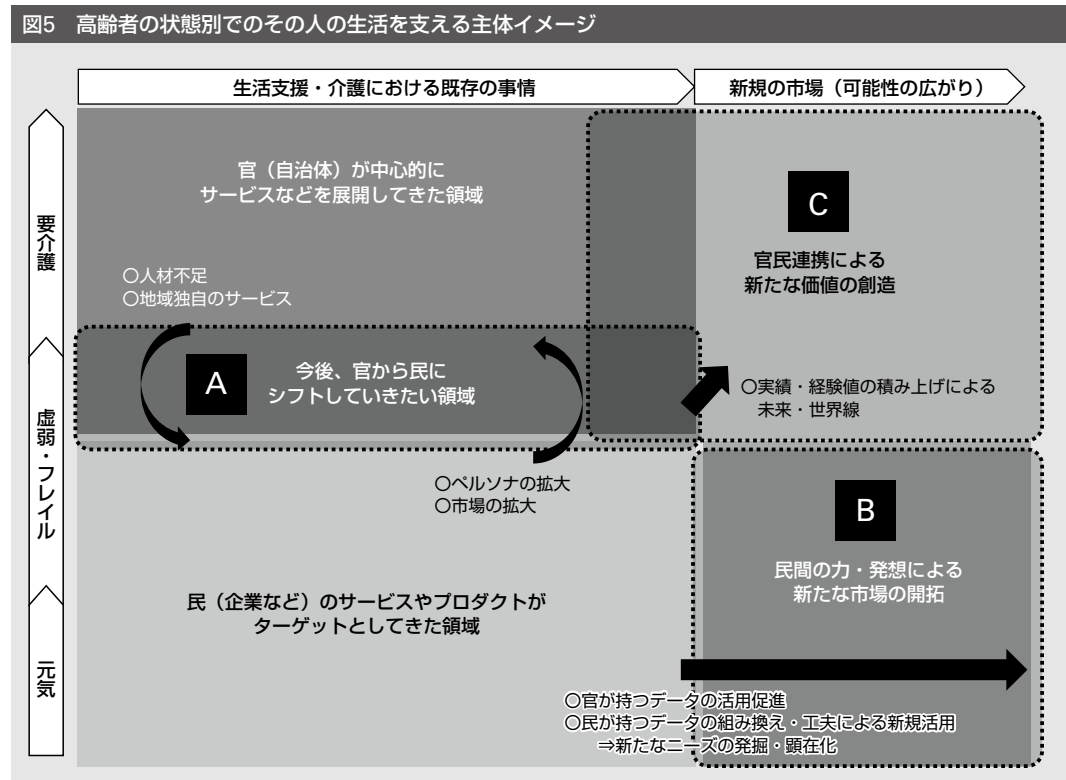
高齢者の健康状態に関するデータは市区町村などが構造化された形で有しているが、個人情報保護などの観点からも広く民間企業が容易にアクセスできるものではない。そのため、現行制度下では、高齢者の健康データの活用を企図する民間企業は新たに高齢者の健康データを集める必要がある。市区町村が有する健康データを一つの社会資本と見れば、現状はデータ収集の観点からも活用の観点か

らも効率的とは言い難い。高齢者マーケットに対する新たな価値の提供や、生活者の利便性を向上させるサービスの創出を図るうえでも、官民双方のデータアクセスの改善、利活用を簡便にするための法規制・環境の整備が必要と筆者らは考えている。

次章では官民双方のデータを活用しやすくするための環境整備の促進に触れつつ、官民連携の実現に向けて求められる事項について論じる。

Ⅳ まとめとして

ここまで、第Ⅱ章では、高齢者の日常生活について、公的サービスで担保すべき部分と民間企業の参入により継続性を高める場面を整理する必要性を（図5のA部分に該当）、



第Ⅲ章では、民間企業が持つ高齢者の社会活動にかかわるデータを活用することの重要性や可能性（図5のB部分に該当）について論じてきた。

本章では、あらためて図5のAおよびB部分を実現することによる官民両者のメリットなどを整理するとともに、その実現に向けた提案をまとめた。

1 マーケット拡大イメージの

概要と各主体にとってのメリット

(1) Aの民間シフトが望まれる領域

介護保険制度の創設以降、要介護状態などになった虚弱な高齢者に対する手当は公的サービスに委ねられる比重が高かったものの、それだけで支えられる時代ではなくなっていくことは明らかである。保険・医療・福祉・介護の専門的リソースは、より状態が悪化した人への手当に集中する一方、一定程度軽度な高齢者に対する生活支援などについては、民間企業らによる支援の参入が望まれる。さらに、総論および第一論考でも触れたように、社会保障費の割当はここ数年で一気に子ども子育て分野への比重を高める兆しを見せしており、高齢福祉に重きを置いてきたこれまでとは一線を画しつつある。

公的サービスだけで虚弱な高齢者の対応を支えることは難しく、今後、民間事業者の活躍が期待される場面は一層広がっていく。官の立場からは高齢者の生活を支えるプレイヤーが増えることで、地域の存続性や介護保険制度の持続性が担保できるメリットが得られるであろう。

民間企業の視点からは、これまでは公的サービスが担っていた軽度者に対する生活支援

などのマーケットが、民間企業に対して開放されると捉えることも可能である。そして、このマーケットは個別の市区町村単位で見ると小さいかもしれないが、同様の状態の高齢者は全国に広がっており、一定のビジネスチャンスの拡大につながるのではないだろうか。

こうした状態像の高齢者に対して効果的な手当・手立てのうち、汎用性の高いものと地域や個人の状態に合わせた個性が高いものを整理したうえで、民間企業の強みを活かしたサービスなどを創出・展開することで、特に汎用性・拡散性の高い部分に対するプロダクトなどが大きな市場獲得につながると期待される。

(2) Bの新たなマーケット開拓が

望まれる領域

第Ⅲ章で例示した、移動や行動、接触情報、買い物などにかかわるデータを駆使することで、高齢者の社会活動の可視化を図ることができ、また、これらのデータを分析・活用することにより、多くの新たなサービス・プロダクトが民間企業の自由な発想からつくり出されることを筆者らは期待している（一例を図6にて提案する）。

こうした動きが加速化されることで、シニアマーケットが拡大するとともに、多くの高齢者および支える家族などの生活がより豊かなものになると期待される。

昨今は、高齢者がスマートフォンなどの情報端末を通じて、ネット上で買い物をしたり家族・知人とSNSを介して連絡を取り合うなど、実生活へのデジタル活用の浸透が進みつつある。このような状況を鑑みれば、民間事業者側も高齢ユーザーに関する幅広いデータ

図6 データ活用による分析結果および提供サービスの例

	データ分析から見えること	抽出される対象者	提供サービス例
toC	PHRなどから見える身体機能の状況	自立あるいは介助つきで外出可能な高齢者	日常生活による介護予防効果の可視化サービス
	移動（活動）の有無	全高齢者・家族	活動性が消失（あるいは鈍化）した際の緊急通報システム
	服薬状況や処方箋の残量	高齢者	地域の薬局などからの薬の処方、配送までのサービス提供
toB	移動、行動、人的接触、購買（買い物）などの社会活動データおよび筋量、運動量、睡眠、その他さまざまなヘルスに関するデータの分析・解析による「高齢者の活動動態」	製薬企業	高齢者などのライフログ、行動データ、PHR情報から得られたデータ提供サービス、エリアマーケティング戦略策定支援
		小売企業	アクティブシニア層向け商品のターゲット選定やプロモーションエリア選定のコンサルティング支援、データ提供サービス
		ヘルスケア企業	現役世代からアクティブシニア層向け商品のターゲット選定やエリアマーケティング戦略策定支援など
		各種民間企業など	移動手段ごとの動線分析によるサービス展開戦略支援
toG	PHRなどから見える身体機能の状況	市町村・都道府県	社会参加の場・動線を確保できる地域づくり戦略立案支援
		自治体・対象者	ICTを活用した特定健診（特定保健指導）の実施

を入手・活用しやすい環境が整えられつつある。シニアにかかわるマーケティングがこれまで本格的に進められてこなかったことも考慮すれば、シニア層に関するデータ活用はまだまだ深耕の余地があるだろう。

2 今後の官民連携による 共創に向けて必要な事項

「共創」は官と民のそれぞれが持つ「強み」をかけ合わせて進めることが重要であるものの、これを実現するコミュニケーションがうまくいかないケースが大半を占めている。原因としては、「官と民が持つデータを組み合わせ

せることのできる環境整備やデータ活用にかかわる検討が不十分」「官と民のマッチング（出会い）の機会不足」とマッチング以前の「対話の機会不足」が一例として挙げられる。

これまでの総括として、以降ではこれらに対する官と民の双方が対処・具備すべき事項を整理したい。

(1) 官民双方のデータを活用しやすくして いくための環境整備の促進

第Ⅲ章で述べたとおり、官が有するデータの多くは個人情報保護の壁や各種の法規制により、その取り扱いに大きな制限が設けられ

ている。加えて、これらのデータの活用度合いは自治体職員の分析力や技術力などに委ねられており、アウトプットの形も情報の幅も全く異なる。

これらのデータを取り扱うことのできるプレイヤーを増やしていく、あるいは取り扱い事例を増やしていくという観点からも、官側もKDBやNDB、介護データベースなどをはじめとした各種データについて、多様な主体がこれらのデータに触れることのできる環境整備を積極的に進めることが重要である。たとえば、各種データを民間企業が利用しようとした際の手続きの簡略化や認可時間の短縮化、あるいはそもそも民間企業が生データを触ることは認められないとしても、どのように構造化されたデータなのかといった基本構造情報などの開示は進められるべきだろう。

近い将来、官と民のデータを組み合わせることができるようになることを見据え、健康データと高齢者の生活・社会参加データをかけ合わせることで、価値の共創を加速できるよう準備を進めることが望ましい。そのためにも、この領域での価値提供を狙う民間企業は、早期に新規サービスを創出できるよう必要となる各種データの収集・構造化を進める必要があるのではないだろうか。具体的には、民間が有するデータを整理し、高齢者の生活・社会参加にかかわる情報の特定、収集方法の確立を進めるといった諸活動が考えられる。

(2) 官に求められる「マッチング」および「対話」の機会の拡大

そもそも官民の連携が開始される機会としては、たとえば公募プロジェクトやオープン

イノベーションプログラム、共通課題解決のためのコンソーシアムの形成などが挙げられる。

連携開始の前の段階の支援としては、ガバメントピッチなど、官が抱える「課題」と民の「ソリューション」をマッチングさせる機会が近年増加しているものの、市区町村単位・都道府県単位といった規模で行われる場合は依然として少ないというのが実態である。

上記のような連携の創出では、「自治体が持つ課題」と「民間企業らが有するソリューション」が一定以上形づくられた段階からマッチングされるものである。したがって、企画段階からの対話の場が不足していることは一つの課題といえる。

ここで、自治体に求められる動きとしては、都道府県単位以上であれば各種民間企業が持つビジネスプランや基礎自治体が抱える地域課題を共有する機会の創出（例①）、市区町村単位であれば地域支援事業内の生活支援体制整備事業における協議体の活用による官民交流の強化（例②）などを図ることが挙げられる。

例① 神奈川県「ビジネスアクセラレーターかながわ」

「ビジネスアクセラレーターかながわ」は、神奈川県内に拠点を持つ大企業・中堅企業などと、質の高いベンチャー企業間の事業連携プロジェクト創出を目的に、大企業・ベンチャー企業・研究機関・支援機関などが参画する協議会の運営およびこれを通じたオープンイノベーションのコミュニティ形成の取り組みである。

県庁でのピッチイベントの開催やオープン

イノベーションアイデア募集などの支援を展開している。

例② 雄武町「町内関係団体との連携協議」

北海道雄武町では、2022（令和4）年度に町の高齢者支援担当課と町内の図書館・障害者支援施設・ホテル・観光協会、社会福祉協議会らが、「ともに町のためにできることは何か」というテーマで協議を実施した。そこで「できること」「誰が集まるか」「お互いに協力する価値は何か」といったことを協議したうえで、翌2023（令和5）年度に、ホテルの持つ浴場や広場を拠点に、町の所有するバスを移動手段とし、町内の多様な主体が出店・出品する地域の集まり（高齢者施策で言うところの「通いの場」）を立ち上げ、継続している。

（3）官民双方が理解し合えるような コミュニケーションの ブレークダウンが肝要

民間企業は、自らの提供するサービスやプロダクトが、高齢者の生活全体のどの部分に対応しているのかを明確に示すことが肝要である。自治体にとっても、高齢者の生活を支える一連の諸活動のうち、どの部分を民間企業に開放できるのかを具体的にイメージできるようになり、連携に向けた具体的なディスカッションの活性化が期待できる。

一方、自治体関係者は民間企業と話し合いをする際に、自治体が課題だと思っている内容を相互理解できるレベルまでブレークダウンし、言葉を補いながら対話する必要がある。たとえば、大きく「人と人がつながり続けられる町になっていない」といっても、つ

ながるための移動が問題なのか、疾患・疾病にかかる人が多いからなのか、そもそも過疎地で人がいないのか、といった詳細が見えてこない。さらに、仮に「移動」が問題だとすると、公共交通が少ないのか、足が悪くて歩けないのか、気持ちが減入って引きこもっているのか、さらにこういった人々はそれぞれどのぐらいの数でどこにいるのか、といったことを具体的にしていかなければ、求められるソリューションや講じることのできる方策は見えず、企業側もどう対応していいか想像できないということになる。

こうしたコミュニケーションのブレークダウンを官民双方が意識し、より具体的な共通の課題認識の醸成を実現できるかが官民連携のカギを握る。

最後に、通所介護サービス（デイサービス）や訪問介護サービスなどに代表される公的サービスは、基本的には全国一律のサービスであり、プロダクトの可変性に乏しいものである一方、民間企業らが提供できる価値の範囲に縛りはない。高齢者の状態に応じた適切な手当・手立てのうち、汎用性の高いものと地域や個人の状態に合わせた個別性が高いものとを整理することを前提とし、民間企業らの自由な発想・技術とデジタル活用の土壌整備が組み合わさることで、これまでにはなかった新たなシニアマーケットの可能性も開かれるものと期待される。

上記を実現するためにも、まずは「官民による出会いおよび対話の機会に対して積極的にアクセス」し、「官が担う既存の領域の民間シフト」を進めるとともに、民間企業らの知恵・知見を活かした「新たな市場の開拓」

を進めていくことが重要である。これらの経験・体験が積み重なることで、いずれは、たとえ状態が悪化した人に対しても、官民連携による新たな形での支援が展開される（図5 Cの領域）将来が実現することを願いたい。

注

財務省 財政制度分科会（2024〈令和6〉年4月16日開催）資料
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20240416/01.pdf

著者

玉木 翼（たまきつばさ）
野村総合研究所（NRI）ヘルスケア・サービスコンサルティング部ヘルスサイエンスグループシニアアソシエイト
専門は高齢者・障害者支援分野を中心とした、重層的支援体制・地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止など

横内 瑛（よこうちあきら）

野村総合研究所（NRI）ヘルスケア・サービスコンサルティング部ヘルスケアグループプリンシパル
専門は社会保障政策研究、製薬・医療・介護関連事業の経営・事業戦略の立案、生産性向上、実行支援など

下松末季（したまつみき）

野村総合研究所（NRI）ヘルスケア・サービスコンサルティング部ヘルスサイエンスグループシニアアソシエイト
専門は社会保障政策研究、母子保健、予防接種、介護予防、医療・介護関連事業の事業戦略立案、生産性向上など

安原美希（やすはらみき）

野村総合研究所（NRI）ヘルスケア・サービスコンサルティング部ヘルスサイエンスグループシニアアソシエイト
専門は社会保障政策研究、児童福祉、医療・介護関連事業の事業戦略立案、生産性向上、実行支援、など